

議会運営委員会記録

○開催日時

令和5年11月20日 午前9時56分～午前10時45分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	森 満 晃	委員	山 元 剛
副委員長	成 川 幸太郎	委員	坂 口 正 幸
委員	川 添 公 貴	委員	岩 切 正 之
委員	下 園 政 喜	委員	溝 上 一 樹
委員	帯 田 裕 達		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 大田黒 博

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 中 島 由美子

○説明のための出席者

行政管理部長	鬼塚 雅之	建設部長	城之下 誠
総務課長	黒木 諭		
法制担当主幹	小島 早智子	経済シティセールス部長	有馬 眞二郎
財政課長	大濱 浩一	観光文化スポーツ対策監	花木 隆
未来政策部長	古川 英利	消防局長	石原 浩之
スマートデジタル監	喜山 雄介		
		教育部長	上大迫 修
市民安全部長	上戸 理志		
		水道局長	今井 功司
保健福祉部長	小柳津 賢一		
医療対策監	古里 洋一郎	事務局長	田代 健一
		議事調査課長	久米 道秋

○事務局職員

事務局長	田代 健一	管理調査グループ員	米 森 祐 太
議事調査課長	久米 道秋	議事グループ員	森 谷 瑞 生
課長代理兼議事グループ長	上川 雄之	議事グループ員	今 吉 聖 人
主幹兼管理調査グループ長	原 浩一		

○審査事件等

- 1 薩摩川内市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 2 今期定例会の会期及び会期日程（案）について

3 第4回臨時会及び第5回定例会に付議される議案等について

- (1) 提出議案等の概要説明
- (2) 議案等の審議方法について

4 副議長の選任について

△開 会

○委員長（森満 晃）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで、1名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中、傍聴の申出がある場合にも委員長において随時許可いたします。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（大田黒 博）おはようございます。

土曜日、福祉フェスタ、そして昨日は産業祭&JAフェスタのイベントということで出会いただきました。ありがとうございました。そして、明日が臨時会、明後日が規制委員会が入ってくるということで、28日からは12月議会ということでございます。少し、陳情案件においても山場が来ているのかなと思っておりますので、慎重審議をお願いしたいと思っております。

本日の議運の審議もよろしくお願ひします。
終わります。

△薩摩川内市議会議員の請負の状況の公表
に関する条例の制定について

○委員長（森満 晃）それでは、薩摩川内市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）それでは、資料1を御覧いただきたいと思ひます。

これまで協議会で御協議をいただいておりますが、薩摩川内市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてでございます。

今回、11月28日の本会議に提出しようとするものでございます。提出者は、議会運営委員会委員長でございます。提案理由は、薩摩川内市議会議員が薩摩川内市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負状況を公表すること等により、請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の構成及び事務の適正を図ろうとするものでございます。

資料の2ページを御覧いただきたいと思ひます。

第1条では、薩摩川内市議会議員が薩摩川内市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としてございます。

第2条では、議員は毎年6月1日から同月30日までの間に当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における薩摩川内市に対する請負について、議長に報告することを定めてございます。

その第1号では、請負ごとにそれぞれ次に掲げる事項としまして、請負の対象とする役務、物件等について、イでは契約締結日について、ウでは契約金額について、エで当該6月30日に属する会計年度の前会計年度において支払いを受けた総額としてございます。

第2号では、前号のエに掲げる総額の合計額。第2項では、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に訂正の内容を届出る旨を。

第3条では、議長は、報告の一覧を作成し公表することを。

第4条では、第2条の規定による報告及び訂正は、議長において5年を経過する日まで保存すること。また、同条第2項では、何人も保存されている報告、訂正の閲覧又は写しの交付請求をすることができることを。

第5条では、委任を定め、3ページになりますが、附則において、この条例は、令和5年11月28日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するというものでございます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件については、議会運営委員会としてこの条例（案）を本会議に提出するというところで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、

そのように決定しました。なお、文言等に軽微な修正等があった場合は、委員長に一任願います。

以上で、薩摩川内市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての審査を終了します。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局職員入室]

△今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（森満 晃）次は、今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田代健一）資料２－１、令和５年第５回市議会定例会会期及び会期日程（案）を御覧ください。

会期は１１月２８日から１２月２２日までの２５日間であります。

会期日程は１１月２８日の本会議で、議案説明及び一部議案審議。翌２９日正午が質問通告締切。質問予定者数につきましては、資料２－２のとおり、現時点では１５人となっているようですが、４日間で割り振ることとし、１２月７日、８日及び１１日の本会議で総括質疑並びに一般質問。１２日の本会議で総括質疑並びに一般質問。その後、議案説明、議案等付託を予定してはいかかかと考えます。

その後、休会中の１３日に総務文教委員会、１４日に産業建設委員会、１５日に生活福祉委員会を開催願ひ、１８日は委員会予備日とし、２２日の本会議において付託事件等審査結果報告を予定してはいかかかと考えます。

最後に、今後の議会運営委員会の開催予定であります。中日の議運が１２月１１日の本会議終了後に、最終日の議運が１２月２２日の午前９時から予定されているところであります。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会の会期及び会期日程

（案）については、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了いたします。

△第４回臨時会及び第５回定例会に付議される議案等について

○委員長（森満 晃）次は、第４回臨時会及び第５回定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田代健一）資料３－１、付議事件等区分表（案）及び資料３－２、付議事件一覧を併せて御覧ください。

まず先に、御案内のとおり明日２１日臨時会が予定されておりますが、同会議におきまして当局からの報告が２件ございます。いずれも損害賠償と和解に関する専決処分であり、報告第２９号が公用車による交通事故、報告第３０号が学校周辺整備作業中の事故で、２１日の本会議において報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は、議会運営委員会からの提出議案１件、当局からの一般議案１５件、補正予算１０件の計２６件であります。

まず、議会運営委員会から提出される議案第１２１号は、議員の請負の公表等に関し、新たに条例を制定しようとするもので、本案は１１月２１日の本会議審議にしてはと考えます。

次に、当局からの提出議案第１２２号は、奨学金返還支援基金につきまして、奨学金の返還の支援に関する事業を拡充することに関し、新たに条例を制定しようとするもの。

議案第１２３号は、本市における就業及び移住定住を促進するために要する経費の財源に充てるため、薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略基金を設置することに関し、新たに条例を制定しようとするもの。

議案第１２４号は、辺地対策事業債の予定額の増額等を行う必要が生じたため、甌島辺地に係る総合整備計画を変更しようとするもの。

議案第１２５号は、地区コミュニティ協議会及

び自治会への連携、地区コミュニティ協議会及び自治会が取り組むコミュニティ活動に対する市民の積極的な参加等の促進に関し、自治基本条例の一部改正を行うもの。

議案第126号は、市立小学校・中学校・義務教育学校条例の一部改正であり、黒木小、上手小、大裏小及び藺牟田小を統合して祁答院小を設置し、上甌中及び鹿島中を廃止するほか、所要の規定の整備を図ろうとするもの。

議案第127号は、公用車の事故に関する和解議案で、以上の6件は12月13日の総務文教委員会に付託してはと考えます。

次に、議案第128号は、薩摩川内市上甌島診療所の整備に要する経費の財源に充てるため、薩摩川内市上甌島診療所整備基金を設置することに関し、新たな条例を制定しようとするもの。

議案第129号は、国民健康保険診療施設条例の一部改正で、下甌歯科診療所の位置を変更しようとするもの。

議案第130号は、財産取得議案で、記載のとおり、高規格救急自動車を取得しようとするもので、以上3件は、12月15日の生活福祉委員会に付託してはと考えます。

次に、議案第131号から議案第133号までは、指定期間満了に伴う指定管理議案であり、131号は、川内歴史資料館及び川内まごころ文学館について、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社を。132号は、観光船かのこについて合同会社甌幸葉海業を。133号は、川内駅コンベンションセンターについて、株式会社薩摩川内MICEをそれぞれ引き続き指定しようとするもの。

議案第134号は、道路メンテナンス事業川内河口大橋耐震補強（P4）工事に関する契約議案であり、記載のとおり、工事請負契約をしようとするもの。

議案第135号及び136号は、市営住宅等の指定期間満了に伴う指定管理議案であり、135号は、川内地域について平野商事株式会社を。136号は、東部地域について株式会社橋口組をそれぞれ引き続き指定しようとするもので、以上の6件は、12月14日の産業建設委員会に付託してはと考えます。

また、議案第130号の財産取得議案、議案第

131号から第133号まで、並びに議案第135号及び136号の指定管理議案、並びに議案第134号の工事請負議案につきましては、除斥対象議案となるかどうかの確認を、今後、各議員に文書等で紹介させていただく予定であります。除斥対象議案があった場合は、初日の提案理由等の説明から議決までの議事運営は切り分けて行うこととなりますので、あらかじめ御理解をいただきたいと存じます。

次に、補正予算であります。

議案第137号は、令和5年度の一般会計補正予算であり、12月13日から15日までの各常任委員会に分割付託してはと考えます。

議案第141号から146号までの各特別会計補正予算及び事業会計補正予算6件は生活福祉委員会に。

議案第138号から140号までの各特別会計補正予算3件は、産業建設委員会に付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案であります。中目において、一般議案2件と補正予算12件が予定されているところであります。

○委員長（森満 晃）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○財政課長（大濱浩一）議案第137号から議案第145号までの各会計補正予算の概要について説明いたします。

別冊の薩摩川内市各会計予算書第8回補正の187ページ、各会計歳入歳出補正予算額調を御覧ください。

今回の補正は、一般会計のほか、天辰第一地区土地区画整理事業特別会計をはじめ、7特別会計において予算補正を行っております。

一般会計の補正額は18億2,476万2,000円の増額で、補正後の額を597億6,340万5,000円とするものであり、特別会計の補正額は御覧のとおりであります。

まず、特別会計の主な補正内容について説明いたします。

天辰第一地区土地区画整理事業は、職員異動等に伴う給与費の増額や公債費の減額を。天辰第二地区土地区画整理事業は、国庫補助決定等に伴う事業費の増減調整や公債費の減額を。入来温泉場

地区土地区画整理事業は、繰越金の計上に伴う財源調整と公債費の減額を。国民健康保険事業は、国民健康保険基金積立金等の増額を。国民健康保険直営診療施設勘定特別会計は、職員異動等に伴う給与費や上甕島診療所整備基金積立金等の増額を。介護保険事業は、介護給付費準備基金積立金等の増減を。後期高齢者医療事業は、後期高齢者医療広域連合納付金等の増額を行うものであります。

それでは、一般会計補正予算の概要を説明いたしますので、191ページの2歳出目的別を御覧ください。

議会費では、議会活動費及び議会管理費において、執行見込みにより増減調整を行うものであります。なお、今回の補正では各予算科目において、職員異動等に伴う給与費等の増減調整を行っておりますが、65ページから68ページに給与費明細書をお示ししておりますので、各予算科目における給与費等についての説明は省略いたします。

総務費では、定住促進対策事業費において、大学生等の本市における就業を促進するための制度拡充に係る奨学金返還支援基金積立金を増額し、就業及び移住定住を促進するための産業人材確保・移住定住戦略基金設置に係る積立金を計上するものであります。

民生費では、障害者（児）自立支援事業費及び障害児通所支援事業費において、前年度実績の確定に伴い国庫支出金等精算返納金を計上するものであります。

衛生費では、地域医療対策費において、甕島地域医療体制整備基金積立金を増額し、クリーンセンター管理費において、公共施設の解体に可能な地方債の本年度の上限額に対する残額を活用し、旧鹿島クリーンセンターの施設解体に要する経費を計上するものであります。

農林水産業費では、市単独土地改良事業費において、繰越明許費を活用した15か月執行予算として工事請負費を増額するものであります。

土木費では、道路維持費において、繰越明許費を活用した15か月執行予算として、工事請負費を増額し、一般道路整備事業費において、市道今寺・向鶴線等の道路整備に係る経費を増額し、橋梁維持費においては、補助内示に伴い事業費を減額するものであります。

消防費では、非常備消防車両等購入費において、消防団資機材整備の執行見込みにより減額するものであります。

教育費では、教育指導費において、令和6年度に使用する小学校の教師用指導書・指導教材等の購入に要する経費を計上し、中央公民館費において、中央公民館・中央図書館の空調設備改修に要する経費を増額するものであります。

公債費では、長期債償還元金及び利子において、執行見込みにより減額するものであります。

諸支出金では、下水道事業費において、下水道事業会計負担金を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、189ページ、1歳入を御覧ください。

市税では、固定資産税において、その収入見込みにより減額するものであります。

地方特例交付金では、交付額の決定に伴い増額し、地方交付税では、普通交付税の交付決定に伴い増額し、自動車取得税交付金では、交付額の決定に伴い計上するものであります。

使用料及び手数料では、商工使用料及び保健体育使用料の収入見込みにより増額するものであります。

国庫支出金では、児童福祉費補助金として保育所等整備交付金を減額し、道路橋梁費補助金として防災安全交付金を減額するものであります。

県支出金では、電源立地地域対策補助金において、補助内示により増額し、介護保険事業補助金として、介護保険事業者への支援等に係る補助金を増額するものであります。

寄附金では、総務費寄附金など5件の御寄附を頂きましたので、増額するものであります。

繰入金では、奨学金返還支援基金繰入金及び甕島地域医療体制整備基金繰入金において、充当事業の実績見込みにより増額するものであります。

繰越金では、前年度繰越金の確定により増額し、諸収入では、雑入において、事業採択による二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金等を計上するものであります。

市債では、一般廃棄物処理施設整備事業債として旧鹿島クリーンセンター施設解体の財源を計上し、道路整備事業債として道路維持補修事業及び一般道路整備事業の財源を増額し、橋梁整備事業債として国庫補助内示に伴い橋梁維持補修事業の

財源を減額し、社会教育施設整備事業債として中央公民館・中央図書館空調設備改修事業の財源を増額するものであります。

次に、繰越明許費について説明いたします。

12ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正は、甌島振興局空調設備更新事業など7事業について設定するもので、いずれも年度内の事業完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して使用できる経費とするものであります。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。13ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正は、観光船かこの指定管理者の指定管理料など6事業を追加するもので、期間及び限度額は御覧のとおりであります。

最後に、地方債補正について説明いたします。

14ページを御覧ください。

第4表、地方債補正は、集会所整備事業など8事業及び臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

○委員長（森満 晃） そのほか、当局から補足説明はありませんか。

○建設部長（城之下 誠） 建設部になります。

21日開催の臨時会で、市道の維持補修作業中において発生しました事故に関して、損害賠償の額を定め、和解することの専決処分を行う予定にしておりましたが、示談書の締結が臨時会までに間に合わないこととなったため、取り下げさせていただくことになりました。

今後、示談が成立し、適切な手続対応を取ってまいりたいと考えております。

誠に申し訳ございませんでした。

○委員長（森満 晃） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 質疑、意見はないと認めます。

それでは、第4回臨時会及び第5回定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、本件の審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時21分休憩

~~~~~

午前10時25分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員退室〕

○委員長（森満 晃） ここで、本会議に戻します。

△副議長の選任について

○委員長（森満 晃） 次は、副議長の選任についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋） それでは、資料5をお願いいたします。

副議長の選任についてでございます。

中島副議長から、令和5年11月17日、同月27日限りで副議長職を辞職したい旨の辞職願が提出されまして、地方自治法の規定により、議長においてこれが許可されたことから、後任の副議長の選任をしていただく必要がございます。つきましては、今後の進め方等について御協議をいただくものでございます。

まず、選挙につきまして、12月定例会が11月28日に開会されますことから、本会議の初日に副議長選挙を行っていただくこととなります。

次に、所信表明演説につきまして、まず通告締切日時は正副議長選挙に係る所信表明演説につきまして、申合わせて議会運営委員会において、発言通告締切日時を指定することとなっておりますことから、今回は次のとおり指定することとしたいと考えてございます。なお、当該選挙は立候補制を適用できないことから、演説をしなかった議員に投票されたとしても無効とはならないものでございます。提出締切日時は11月22日午後5時としてございます。

次に、発言時間は、申合せどおり5分以内でよい。

演説の順序につきまして、発言通告提出時のくじ引きによる抽選番号の若い順からでよい。

通告状況等の報告につきまして、2年前と同様に、今回確認いただいた内容にのっとり、タブレ

ットを用いて全議員に情報提供することにより、通告締切翌日の議運を省略することとしてよいか、御確認をお願いしたいと思います。

次に、資料の2ページになります。

本会議初日の進行につきましての案でございます。

10時に開会いただき、まず議長から副議長辞職許可の報告があります。副議長選挙に伴う所信表明演説があり、日程第1として副議長選挙を行っていただくこととなります。その後、新副議長に挨拶をいただきまして、次の6行目のところですが、備考欄にありますとおり、副議長が原特委員であった場合は、ここで休憩をとっていただき、議会運営委員会の開催をしていただき、原特委員の選考を行っていただく必要がございます。その後、本会議を再開していただきまして、追加日程として、特別委員会委員の選任についてをお願いすることとなります。

なお、8行目以下につきましては、会議録署名議員の指名など、通常の進行に戻るものでございます。

表の下の(1)でございます。副議長選挙については、当局は出席したままとなります。

(2)におきまして、副議長の選任に伴いまして、議会運営委員会・議員定数等調査特別委員会の委員の交替または正副委員長互選が必要な場合は、一昨年12月定例会時の副議長選挙の例により、初日での交替は行わず、各議員の通告に影響のない日に別途、臨時議運を開催いただき、必要な協議を行うことでよいか。

ただし、川内原子力発電所対策調査特別委員会委員の交替が必要な場合は、現在付託されております陳情審査に影響を及ぼさないよう、直ちに委員を選任する必要があることから、休憩をとって議会運営委員会を開催いただき、委員の選考を行うこととしたいと考えてございます。この場合におきまして、後任の委員は同一会派から選出することとし、所信表明演説に係る発言通告書を提出された議員が所属される会派におかれては、あらかじめ当該会派から委員候補者を選出していただくよう準備をしていただくことでよいか、御協議をお願いしたいと思います。

なお、本会議におきまして、川内原子力発電所対策調査特別委員会委員の選任についてを日程に

追加した場合は、その後の日程は順次繰下げとなります。

原特委員以外の交替の必要が生じた場合の議運のスケジュール(案)につきましては、12月4日の10時に、委員の交替となる委員会についての御協議をいただき、12月7日の9時から議運を開催いただき、委員の選考をいただく予定としてはいかがかと考えてございます。

○委員長(森満 晃)ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃)それでは、選挙については、12月定例会の11月28日に開催される本会議の初日ということです。

それと、所信表明演説についてですが、その中で提出締切期限が11月22日水曜日の午後5時。それから発言時間につきましては、申合わせのとおり5分以内でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃)演説の順序につきましては、発言通告書提出時のくじ引きによる抽選番号の若いからでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃)それから、通告状況等のタブレット報告については、2年前と同様に今回確認いただいた内容について、タブレットを用いて全委員に情報提供するという。それと、通告締切翌日の議運は省略してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃)その他、3番目の本会議初日の進行についてもよろしいですかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃)それから、(2)ですが、副議長選挙の選挙に伴い、議会運営委員会・議員定数調査特別委員会の委員の交替や委員会の正副委員長互選が必要な場合には、一昨年12月定例会時の副議長選挙の例により、初日での交替は行わず、各議員の質問通告に影響のない日に別途、臨時議運を開催いただき、必要な協議を行うことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃)それから、その下に書いてございますように、川内原子力発電所対策調

査特別委員会委員の交替が必要な場合は、現在付託されている陳情審査に影響を及ぼさないよう、直ちに委員を選任する必要があることから、休憩をとって議会運営委員会を開催し、委員の選考を行うとしたいということです。この場合によって、後任の委員は同一会派から選出することから、所信表明演説に係る発言通告書を提出された議員が所属する会派においては、あらかじめ当該会派から委員候補者を提出できるように準備していただくことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）その他、委員の皆様から何かありませんでしょうか。

○委員（溝上一樹）すみません、一般質問のスケジュールの件でお聞きしたいんですけど。

○委員長（森満 晃）今、副議長選挙について。

○委員（溝上一樹）すみません。じゃ、また後ほど。

○委員長（森満 晃）その他で。

その他、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件については、資料のとおり進めることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように進めることに決定しました。

なお、各会派におかれましては、所属議員へ周知して下さるようお願いいたします。

以上で、副議長の選任についてを終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時34分休憩

~~~~~

午前10時45分開議

~~~~~

○委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（森満 晃）以上で、議会運営委員

会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 森 満 晃